

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約後公告）

「農福連携テキスト」印刷業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１６５条第２項第２号の規定により、次のとおり公告する。

令和４年３月２２日

福井県知事 杉本 達治

１ 随意契約した内容

- （１）契約名称 「農福連携推進テキスト」印刷業務
- （２）業務内容 「農福連携推進テキスト」
- （３）履行期間 令和４年３月２２日から令和４年３月３０日まで
- （４）担当課及び履行箇所
福井県農林水産部園芸振興課
電話 ０７７６－２０－０４３３
- （５）契約金額 ４４０，０００円

２ 契約の相手方

福井市光陽２－３－２２
社会福祉法人 福井県セルブ 理事長 大館 嘉昭

３ 契約年月日

令和４年３月２２日

４ 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

５ 担当課

住 所：福井市大手３－１７－１
所 属：農林水産部園芸振興課
連絡先：０７７６－２０－０４３３